公告第６号
令和８年１１月１８日

分任支出負担行為担当官
防衛装備庁艦艇装備研究所
総務課長　北村　優子

訂　正　公　告

公告第2号(R8.10.30)の公告について、下記のとおり変更する。

件　　名　　電気の供給(久里浜地区)

変更内容　　2　入札に付する事項　仕様書　7枚中の1枚　4　仕様(2)イ

(旧)使用予定電力量　艦艇装備研究所(久里浜地区)233，000kWh

(新)使用予定電力量　艦艇装備研究所(久里浜地区)231，000kWh

4　参加資格　④

(旧)令和8年11月25日(水)17時00分

(新)令和8年11月30日(月)17時00分

11　その他　③提出書類

(旧)令和8年11月25日(水)17時00分

(新)令和8年11月30日(月)17時00分

本書記載事項についての問い合わせ先

住所　〒153－8630　目黒区中目黒2－2－1
℡　03－5721－7005（内線7062）

防衛装備庁仕様書

品件名	電気の供給(久里浜地区)	仕様書番号	SE-09-1-A1-0002 SE-09-1-A1-0004
		作成年月日	令和８年１０月２０日 令和８年１１月１２日
		作成部課名	艦艇装備研究所総務課管理係

１　適用範囲

本仕様書は、電気の供給（久里浜地区）について規定する。

２　概要

（１）需要場所

防衛装備庁艦艇装備研究所（久里浜地区）

神奈川県横須賀市長瀬３－１３－１

供給地点特定番号：03-1011-2070-6068-0704-3941

（２）業種及び用途

官公庁（研究所）

３　契約に関する方式

国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針(平成１９年１２月７日閣議決定。令和８年３月１３日変更閣議決定。)２(１)に基づき、総合落札評価方式によらず、再生可能エネルギー電気の比率１００％による裾切り方式による。

４　仕様

（１）供給電気方式、供給電圧（標準電圧）、計量電圧（標準電圧）、標準周波数、供給方式及び蓄熱式負荷設備の有無

ア　供給電気方式　交流３相３線方式

イ　供給電圧（標準電圧）　６，０００Ｖ

ウ　計量電圧（標準電圧）　６，０００Ｖ

エ　標準周波数　５０Ｈｚ

オ　供給方式　１回線方式

カ　蓄熱式負荷設備の有無　無

（２）契約電力及び予定使用電力量

ア　予定契約電力　８９ｋＷ

ただし、各月の契約電力は、その月の最大需要電力（需要電力の最大値であって、３０分最大需要電力計により計量される値をいう。）と前１１か月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

イ　使用予定電力量　艦艇装備研究所（久里浜地区）２３１，０００ｋＷｈ

詳細は、別紙第１による。

（３）供給電気の種類

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気（ただし、電源種類は太陽光、風力、水力（揚水発電を除く）、地熱、バイオマスに限る。）を供給することとし、その電気は再生可能エネルギー比率１００％とすること。

なお、RE100 の要件の細部については、次のとおりであるので確認すること。

https://www.there100.org/sites/re100/files/2026-01/2025%20RE100%20Technical%20Criteria-Japanese%20%201.pdf

（４）再生可能エネルギー電気の確認できる書類の提出

乙は、供給元電源情報及び供給を行った電気に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を甲に別紙第２による書面で令和１０年４月末を目途に提出すること。また、再生可能エネルギー電気の供給に用いた証書の写しを令和１０年６月末を目途に提出すること。

なお、提出された証書の写しに記載されている情報が仕様書４（３）アを満たしていない場合、乙は仕様を満たす証書を追加で購入し、その証書の写しを甲に提出する等により補修すること。

（５）契約期間

令和９年４月１日００：００～令和１０年３月３１日２４：００

（６）電力量等の検針

ア	自動検針装置	有（受電状態自動伝送装置）
イ	電力会社の検針方法	遠隔測定用装置(テレメータ)による遠隔自動検針
ウ	計量器の構成	電力需要用複合計器(通信機能付精密級)

（７）需給地点

防衛装備庁艦艇装備研究所(久里浜地区)第1号柱上の東京電力パワーグリッド株式会社の架空引込線と防衛装備庁艦艇装備研究所(久里浜地区)の開閉器電源側接続点

（８）電気工作物の財産分界点

防衛装備庁艦艇装備研究所(久里浜地区)第1号柱上の東京電力パワーグリッド株式会社の架空引込線と防衛装備庁艦艇装備研究所(久里浜地区)の開閉器電源側接続点

（９）保安上の責任分界点

電気工作物の財産分界点に同じ

（１０）電気料金の算定方法

基本料金、電力量料金は、固定単価とし、燃料費等調整額は、みなし一般電気事業者の算定諸元に準じるものとする。

ア　基本料金

契約ごとに月ごとに基本料金単価を定め、月ごとに当該契約ごとの契約容量に応じて算定するものとする。

なお、基本料金が設定されていない場合は、当該基本料金を０円とみなして算定するものとする。

イ　電力量料金

契約ごとに月ごとに電力量料金単価を定め、月ごとに当該契約ごとの使用電力量の実績に応じて算定するものとする。

ウ　燃料費等調整額

各月の燃料費等調整額は、当該地域を管轄するみなし一般電気事業者である東京電力エナジーパートナー株式会社が適用する標準メニューのうちのベーシックプランの燃料費等調整単価の算定諸元に準じるものとする。契約期間中に燃料費等調整に係る制度の改定があった場合は、別途協議を行い、算定方法を定めるものとする。

なお、燃料費等調整額には関東管内の一般送配電事業者が算出する離島ユニバーサルサービス単価を含むものとする。

エ　再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成２３年法律第１０８号）に基づく賦課金については、経済産業大臣が定めた額とする。

オ　託送料金相当額

託送料金相当額は、関東管内の一般送配電事業者が定める最新の託送供給等約款によりものとし、基本料金及び電力量料金に含めるものとする。契約期間中に託送料金の改定があった場合は、別途協議を行い、算定方法を定めるものとする。

カ　容量拠出金相当額

容量拠出金相当額は、乙の令和９年度の容量拠出金を踏まえ、基本料金及び電力量料金に含めるものとする。原則として、容量拠出金を理由とする契約期間中の契約変更は行わない。

キ　電気・ガス料金の支援等

乙は、国による電気・ガス料金の支援等が実施される場合は、必要な申請を行い、対象となる月の電気料金の値引きを実施すること。

（１１）電力供給における料金その他を計算する場合の単位及び端数処理等は次のとおりとする。

ア　基本料金の力率割引又は割増については、関東管内の一般送配電事業者が特定規模需要に対して定める標準（託送）供給条件によるものとする。

イ　契約電力及び最大需要電力の単位は、１キロワットとし、その端数は、小数点以下１位で四捨五入する。

ウ　使用電力量の単位は、１キロワットとし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入する。

エ　力率の単位は、１％とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入する。

オ　料金その他の計算における合計金額の単位は、１円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

カ　消費税額及び地方消費税額の単位は、１円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

５　その他

（１）　力率は、各変電室内コンデンサ設備にて調整し、供給期間中は 100％を保持する様務める。

（２）電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。

（３）自家用発電設備はない。

（４）毎月初めに、月毎の電気使用量・支払料金・力率等確認できる書類を艦艇装備研究所に送付すること。また、当該月の30分毎の電気使用量の計量値及び省エネ法に基づく、昼夜間区分による電力使用量を示す資料（様式自由）を送付（web 閲覧可）すること。

（５）対価の支払方法としては、契約相手方は検針終了後、前月の電気使用量及び電気料金計算書を艦艇装備研究所（様式自由）に送付することとする。

（６）この仕様書に定めのない供給条件については、関東管内の一般送配電事業者が定める電気供給条件等をもとに協議するものとする。

（７）この仕様書について疑義が生じた場合は、速やかに官と協議するものとする。

月別電力使用予定表（令和9年度）　久里浜地区

年	月	力率（%）	デマンド（ｋｗ）	使用量（ｋｗｈ）	備考
9	4	100	89	16,000	
	5			17,000	
	6			21,000	
	7			24,000	
	8			28,000	
	9			22,000	
	10			17,000	
	11			16,000	
	12			18,000	
10	1			18,000	
	2			17,000	
	3			17,000	
合計				231,000	

令和〇年〇月〇日

特 定 電 源 割 当 証 明 書

分任支出負担行為担当官
防衛装備庁艦艇装備研究所
総務課長　〇〇　〇〇

住　　所　〇〇都、県 〇〇区、市〇〇〇〇〇
会 社 名　株式会社〇〇〇〇
氏　　名　代表取締役　〇〇　〇〇

令和９年度に以下のとおり防衛装備庁艦艇装備研究所（久里浜地区）に電力を供給したことをここに証する。
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、防衛装備庁艦艇装備研究所（久里浜地区）に移転したこと、いかなる第三者へも移転されないことをここに証する。

１　お客様情報
お客様番号
需要施設名　　防衛装備庁艦艇装備研究所（久里浜地区）
需要施設住所　神奈川県横須賀市長瀬3-13-1
契約電力　　８９ｋＷ

２　供給期間
令和９年４月１日　００：００ ～ 令和１０年３月３１日　２４：００

３　再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内訳は別紙のとおり）

区　　分	４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月	累積
再エネ由来電力量（ｋＷｈ）【A】													
供給電力量（ｋＷｈ）【B】													
再エネ比率（%）　【A／B】													

別紙様式

環境価値の付与に使用した証書の種類	設備ID	発電事業者名	代表者名	事業者の住所	事業者の電話番号	発電設備区分	発電出力（kWh）	発電設備の所在地	環境価値移転量（kWh）
								合計（kWh）	

別紙

二酸化炭素排出係数、環境への負荷低減に関する取組の状況に関する条件

1．条件

電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※）しており、かつ、①令和6年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和6年度の未利用エネルギー活用状況、 ③令和6年度の再生可能エネルギーの導入状況の３項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

要　素	区　分	配点
①　令和6年度1kWhあたりの二酸化炭素排出係数（単位：kg-CO_2/kWh）	0.000　以上　0.375　未満	７０
	0.375　以上　0.400　未満	６５
	0.400　以上　0.425　未満	６０
	0.425　以上　0.450　未満	５５
	0.450　以上　0.475　未満	５０
	0.475　以上　0.500　未満	４５
	0.500　以上　0.525　未満	４０
②　令和6年度の未利用エネルギー活用状況	0.675% 以上	１０
	0%　超　0.675% 未満	５
	活用していない	０
③　令和6年度の再生可能エネルギー導入状況	15.00% 以上	２０
	8.00% 以上　15.00% 未満	１５
	3.00% 以上　8.00% 未満	１０
	0%　超　3.00% 未満	５
	活用していない	０

（注）各用語の定義は、表「各用語の定義」を参照。

※ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、事業開始日から１年間に限って開示予定時期（事業開始日から１年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

2．添付書類等

・ 入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、１の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

3．契約期間内における努力等

（1）契約事業者は、契約期間の１年間についても、１の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。

（2）１の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、１の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

（表）別紙の「各用語の定義」

用　語	定　義
① 令和6年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数	「令和6年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推進法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和6年度の二酸化炭素排出係数。なお、メニュー別係数を公表している小売電気事業者等で令和6年度の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数が公表されていない場合は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができるものとする。
② 令和6年度の未利用エネルギー活用状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和6年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）（kWh）を令和4年度の供給電力量（需要端（kWh）で除した数値 (算定方式) 令和6年度未利用エネルギーの活用状況（%）＝ $\frac{\text{令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和6年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$ 1．未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 ① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 ② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。 2．未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。 ① 工場等の廃熱または排圧 ② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）（以下「FIT法」という。）第二条第４項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。） ③ 高炉ガスまたは副生ガス 3．令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。 4．令和6年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
③ 令和6年度の再生エネルギーの導入状況	再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの (算定方式) 令和6年度の再生可能エネルギーの導入状況(%) ＝ $\frac{①+②+③+④+⑤+⑥}{⑦} \times 100$ ① 令和6年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化（償却）することにより環境価値を有するもの（送電端（kWh）） ② 令和6年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化（償却）することにより環境価値を有するもの（送電端（kWh））

	③ グリーンエネルギーCO2 削減相当量認証制度 により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2 削減相当量に相当するグリーンエネルギー の電力量（kWh） ④ Jークレジット制度 により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh） ⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（kWh） ⑥ 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できる非FIT非化石証書の量（kWh）（ただし、電源情報等を明らかにするトラッキング実証の対象であり、再生可能エネルギー電気に由来することが判別できる非FIT非化石証書に限る。） ⑦ 令和6年度の供給電力量（需要端（kWh）） 1．再生可能エネルギー電気とは、FIT法第二条第４項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（30,000kW未満、だたし、揚水発電は含まない）、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。） 2．令和6年度の再生可能エネルギー電気の利用量（①＋②＋③＋④＋⑤＋⑥）は、令和6年度の小売電気事業者の調整後排出係数算定に用いたものに限り、他小売電気事業者への販売分は含まない。 3．令和6年度の供給電力量（⑦）には他小売電気事業者への販売分は含まない。

別紙様式１

令和　　年　　月　　日

分任支出負担行為担当官
防衛装備庁艦艇装備研究所
　総務課長　　北村　優子　　殿

住　　所
会　社　名
代表者氏名
担当者氏名
連　絡　先

「電気の供給（久里浜地区）」に係る入札に関する競争参加資格確認書類の提出について

標記の件について、次のとおり提出します。

① 防衛省競争参加資格（全省庁統一参加資格）の資格審査結果通知書の写し
② 電気事業法第２条の２の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていることを証明する書類の写し
③ 別紙様式２に掲げる適合証明書（条件を満たすことを証明する書類を添付すること）
④ 別紙様式３及び別紙様式４に掲げる供給する再生可能エネルギー電力及び環境証書の発電施設情報（開示内容に該当する資料を添付すること）

（担当者）
所属部署：
氏　　名：
TEL/FAX：
E-mail　：

別紙様式２

適　合　証　明　書

令和　　年　　月　　日

分任支出負担行為担当官
防衛装備庁艦艇装備研究所
　総務課長　　北村　優子　　殿

住　　所
会　社　名
代表者氏名
担当者氏名
連　絡　先

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

１　電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開　示　方　法	番　号
①ホームページ　　②パンフレット　　③チラシ ①　その他（　　）	

２　令和６年度の状況

	項　　目	自社の基準値	点　数
①	令和６年度1KWh当たりの二酸化炭素排出係数 （単位：kg－CO2／KWh）		
②	令和６年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和６年度の再生可能エネルギー導入状況		

①～③の合計点数	

注１）１の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者（事業開始日から１年以内）であって、電源構成の情報を開示していない者は、事業開始日及び開示予定時期（参入日から１年以内に限る）を「番号」欄に記載すること。
注２）２の「自社の基準値」及び「点数」には、別紙により算出した値を記載すること。
注３）１の開示方法（又は事業開始日及び開示予定時期）を明示し、かつ、２の合計点が 70 点以上となった者を本案件の入札適合者とする。
注４）１及び２の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

別紙様式３

供給する再生可能エネルギー電気及び環境価値の発電施設情報

令和　　年　　月　　日

住　　所　　○○県○○市○○
会 社 名　　○○株式会社
代表者氏名　　○○　○○

以下、開示内容の下欄①又は②の由来となる発電施設情報を提出し、当該発電施設を設置又は運転する発電事業者が設置又は運転する全ての再生可能エネルギー発電施設において、関係法令の違反がないことを誓約いたします。

開　示　内　容	番　号
①再生可能エネルギー電気・環境価値両方　　②環境価値のみ	

注１）関係法令とは、事業計画策定ガイドラインで示される主な関係法令リストに掲げられる法令をいう。
注２）相対取引等、供給する電気を発電する発電施設が事前に特定できる場合は、①を選択の上、再生可能エネルギー電気及び環境価値の発行元である発電施設情報を別紙様式４を用いて入札時に提出すること。
注３）供給する電気を発電する発電施設が事前に特定できない場合は、②を選択の上、環境価値の発行元である発電施設のトラッキング情報を別紙様式４を用いて入札時に提出すること。
注４）違法でないことを確認する対象としては、事業計画策定ガイドラインで示される主な関係法令リストに掲げられる法令等であるが、地域との共生を図る再エネを推進する観点では、環境省が策定する「太陽光発電における自然環境配慮の手引き」等を参照し、手引きを遵守した発電施設から電気を調達することが望ましい。

別紙様式４

令和〇年〇月〇日

特 定 電 源 割 当 誓 約 書

分任支出負担行為担当官
防衛装備庁艦艇装備研究所
総務課長　北村　優子

住　　所　　〇〇都、県 〇〇区、市〇〇〇〇〇
会 社 名　　株式会社〇〇〇〇
氏　　名　　代表取締役　〇〇　〇〇

以下のとおり防衛装備庁艦艇装備研究所（久里浜地区）に電力を供給したことを誓約する。
また、供給元電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、防衛装備庁艦艇装備研究所（久里浜地区）に移転することをここに証する。

１　お客様情報
お客様番号
需要施設名　　防衛装備庁艦艇装備研究所（久里浜地区）
需要施設住所　神奈川県横須賀市長瀬３－１３－１
契約電力　　８９ｋＷ

２　供給期間
令和９年４月１日　００：００ ～ 令和１０年３月３１日　２４：００

３　再生可能エネルギー由来電力量の情報（発電施設及び環境価値の属性情報は別紙のとおり）

区　　分	４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月	累積
再エネ由来電力量（ｋＷｈ）【A】													
供給電力量（ｋＷｈ）【B】													
再エネ比率（%）　【A／B】													

別紙

発電施設（見込みを含む。）

設備ID	発電事業者名	代表者名	事業者の住所	事業者の電話番号	発電設備区分	発電出力（kWh）	発電設備の所在地
	●●事業者		○○県○○市○○		太陽光		○○県○○市○○
	▲▲事業者		○○府○○市○○		風力		○○県○○市○○

環境価値の属性情報（見込みを含む。）

環境価値の付与に使用した証書の種類	設備ID	発電事業者名	代表者名	事業者の住所	事業者の電話番号	発電設備区分	発電出力（kWh）	発電設備の所在地	環境価値移転量(kWh)
FIT非化石証書（再エネ指定）		●●事業者		○○県○○市○○		太陽光		○○県○○市○○	○○
非FIT非化石証書（再エネ指定）		▲▲事業者		○○府○○市○○		風力		○○県○○市○○	○○
								合計（kWh）	